

株式会社ロンビック・試験受託約款

(目的)

第1条 本約款は、委託者からの発注により株式会社ロンビック（以下「当社」という）が受託する分析・試験（以下「本業務」という）を遂行するために必要な、委託者と当社との間で締結される個別契約に共通に適用される基本的合意事項を定めることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 委託者及び当社は、次条に基づき締結される個別契約に沿い、本業務を遂行するものとします。

2. 次条（3）の個別契約の定めが本約款の定めと相違する場合、その部分に限り、当該の個別契約の定めが優先されるものとします。

(個別契約)

第3条 本業務の受委託に関する個別契約は、次の各号の一に定める時点において成立するものとし、個別契約の内容は当社の秘密保持の対象とします。

- （1）当社の見積書に対し、委託者が依頼書を交付したとき。
- （2）（1）を経ず委託者からの注文書その他による申し込みに対して、当社が受託を書面により承諾したとき。
- （3）委託者の発意に基づき、本約款以外の個別契約が、委託者と当社での協議及び合意により成立したとき。

(情報等の提供)

第4条 委託者は、本業務に必要な且つ開示や提供が可能と自ら判断する情報および試料を無償で当社に提供するものとします。

2. 当社は、本業務終了後、委託者から開示を受けた情報が記載された書面や資料の内、電子媒体以外で開示された物、及び、提供を受けた試料の未使用分を速やかに委託者に返却するものとします。但し、両者間で処分方法を予め取り決めた場合はその方法に沿う事とします。

(報告書の提出、成果の帰属)

第5条 当社は、本業務の結果を報告書として委託者に報告します。

2. 前項の報告書に記載された成果は委託者に帰属します。

(支払い)

第6条 委託料の支払条件は、別の定めがない限り、次の通りとします。

- （1）支払い時期：当月末締め翌月末現金支払いとします。
- （2）支払方法：当社の指定する銀行口座振り込みとします。

(秘密保持)

第7条 当社は、本業務の遂行に当たり委託者から開示、提供を受けた情報、試料及び本業務の結果（以下併せて「秘密情報」とします。）について、委託者の書面による事前の同意がない限り、これを第三者に開示、漏洩せず、また本業務以外の目的に使用しないものとします。但し、次の各号の一に該当するものについては、この限りではありません。

- （1）委託者から開示を受けた時に既に公知であるもの、及び、当社の責によらずその後公知となったもの。
- （2）委託者から開示を受けた時に既に自ら保有していたことを立証できるもの。
- （3）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく正当に取得したもの。
- （4）委託者から開示を受けた情報によることなく独自に取得したことを立証できるもの。

2. 前項の規定にかかわらず、当社が本業務を遂行するために一部又は全部を第三者に再委託する場合があります。この場合、当該の再委託に必要な範囲に限り、秘密情報を当該第三者に開示することができるものとします。
3. 本条の規定は、本業務についての報告書提出日から5年間有効とします。

(個人情報の利用目的)

第8条 当社は、委託者の個人情報を、本業務に関わる連絡や当社からのご案内の発信以外の目的では利用致しません。

(反社会的勢力)

- 第9条 委託者及び当社は、自己が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下併せて「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人ではないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、委託者が次の各号の一にでも該当するときは、当社は何らの催告を要せず通知のみをなすことにより直ちに本業務及び個別契約を解除することができるものとします。
 - (1) 委託者の代表者、役員、これに準ずる者、若しくは実質的に経営権を有する者が反社会的勢力に属すると認められたとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) 前各号のほか反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (6) 相手方自ら又は第三者を利用して、他方当事者又は他方当事者の関係者に対し、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき
 3. 当社は、前項に基づき本業務及び個別契約を解除した場合に、委託者に損害が生じても何らこれを賠償することは要せず、また、かかる解除により自己に損害が生じたときは、委託者へその賠償を請求できるものとします。

(免責)

- 第10条 委託者が本業務の結果を利用することにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
2. 当社は、委託者が本業務の結果を使用することが第三者の知的財産権に抵触しないことを一切保証いたしません。
 3. 当社による本業務の方法に過失があったとき、当社は委託者と協議の上、本業務の再実施、又は本業務に基づく委託料の範囲内で損害の賠償を行います。本項の規定は、本業務についての報告書提出日から180日間有効とします。

(協議)

第11条 本約款及び個別契約等に定めのない事項及びその解釈に疑義が生じた場合は、両社が誠意を以て協議し解決するものとします。

2020年7月1日